

1 差別解消支援関連の相談内容について

精神疾患のある方からの相談。

当該事業所に必要な手続きの相談に行ったが、対応した職員の発言内容や、態度が障害者差別に値するのではないかというもの。（相談者が希望する事業を利用できないように、手続きを通さない等）

詳細を確認すると、明らかに障害者差別案件ではなかったが、相談者の要望があること、相談者と当該事業所の仲介が必要と判断し、当該事業所への事実確認調査と障害者差別解消法の周知を行った。

2 障害者差別案件についての相談フローチャートについて

第2回の時に御意見をいただいた内容で修正した。（別紙1, 2, 3）

<修正点1> 別紙2, 一番左側の矢印を追加。

相談者が、民間事業所ではなく、直接居住地の相談窓口（調布市であれば障害福祉課）に相談可能であることを示す。

<修正点2> 別紙2, 3共に解決となった時の表現方法をよりわかりやすくした。

矢印の色を変え、解決とわかるように丸で囲む。

フローチャートはホームページに掲載予定。